

平成 29 年 第 3 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 3 日 (金) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 38 分
2. 開催場所 福富ゆうあい館 研修室
3. 出席委員 (32 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江 薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
7 番 木下善明 委員	8 番 小野愛子 委員	9 番 溝口一博 委員
10 番 大曲昭太 委員	11 番 川崎 悟 委員	12 番 山口雪人 委員
14 番 中村康則 委員	15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男委員
17 番 稲富正信 委員	18 番 片渕秋正 委員	19 番 山崎春樹 委員
20 番 松尾和義 委員	22 番 鐘ヶ江善三委員	24 番 中村勝郎 委員
26 番 石田義明 委員	28 番 内野さよ子 委員	29 番 久原菊恵 委員
30 番 緒方昭久 委員	31 番 井崎陽子 委員	32 番 白武一正 委員
33 番 土井力雄 委員	34 番 小柳眞佐美 委員	35 番 本山法夫 委員
36 番 吉原春樹 委員	37 番 川崎 薫 委員	
4. 欠席委員 (5 人)

13 番 松尾利助 委員	21 番 角 眞人 委員	23 番 竹下一彦 委員
25 番 溝口修一郎 委員	27 番 永石幸人 委員	
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明願いについて
 - (5) 専決事項の報告及び承認について
 - (6) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (3 号) の承認決定について
 - (7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 形状変更届出について
業務連絡事項	(1) 第 4 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳尙	平田宰子			

7. 会議の概要

事務局長 おはようございます。

時間になりましたので、ただいまから平成29年3月第3回白石町農業委員会総会を開会いたします。

まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、13番の松尾利助委員、21番角真人委員、23番竹下一彦委員、25番溝口修一郎委員、27番永石幸人委員より欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は37名中32名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

これより以降の進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

5番の島ノ江薫委員、6番の渡辺清一委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第30号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第30号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号第30号。権利の種類、所有権の移転、贈与。申請農地、大字福富下分字第一田渕〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字大福〇〇番、大字八平字八平〇〇番。面積、田10,420㎡、畑6,009㎡、合計の16,429㎡。譲渡人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さん。譲受人、白石町大字福富〇〇番地、東区の子である〇〇さんです。耕作面積は田10,420㎡、畑6,009㎡、合計の16,429㎡。稼働力、男1、女1。申請の事由、子に対し贈与、相続時精算課税制度を適用されております。

〇〇さんは40年以上農業に従事されており、〇〇さんから譲渡される農地を含め、全ての農地についてこれまで同様適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第30号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第30号は申請のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第31号、議案番号第32号

議長 続きまして、議案番号第31号、議案番号第32号は同一案件でございますので、一括して説明を求めます。

事務局長 議案番号第31号。所有権の移転、贈与。申請農地の表示、大字牛屋字藤太搦〇〇番、面積、田の1,339㎡。譲渡人、東京都江東区北砂〇丁目〇〇番〇〇号、東京都の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さん。耕作面積は田の17,790㎡、畑の142㎡、計の17,932㎡です。稼働力は男2。申請の事由は、譲渡人、譲受人、双方の要望。

議案番号第32号、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字牛屋字藤太搦〇〇番、面積、田の1,339㎡。貸付人、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の親である〇〇さん、借り受け人、同じく白石町大字牛屋〇〇番地、中央の子である〇〇さんです。耕作面積は田17,790㎡、畑142㎡、合計の17,932㎡です。稼働力は男2となっております。申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定。期間が平成29年3月3日から平成75年8月31日となっております。

議案番号第31号でいところである〇〇さんから贈与を受けられました〇〇さん

が、子である〇〇さんに貸し付けをされるものでございます。〇〇さんは、兼業農家として29年間農業に従事されており、今回の農地を含め、全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。よろしくお願いいたします。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元の農業委員として、2月21日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は譲渡人といとこ関係にあり、申請地を管理、耕作をされています。現在、農業者年金を受給されているため経営を移譲されています。米・麦を中心に、約1.8haの農地を耕作されており、今後も周辺地域と協力して耕作されることを約束されており、申請の所有権移転及び使用貸借権の設定については問題はないと判断いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

議案番号第31号、第32号について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第31号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第31号は申請のとおり当委員会で許可することに決定いたします。

続きまして、議案番号第32号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第32号は申請のとおり当委員会で許可することに決定いたします。

議案番号第33号

議長 続きますして、議案番号第33号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第33号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字遠江字本元〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字遠江字新観音〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番。面積、田15,681㎡、畑41㎡、合計の15,722㎡。貸付人、白石町大字遠江〇〇番地、太原下の親である〇〇さん、借り受け人、白石町大字遠江〇〇番地、太原下、子である〇〇さん。耕作面積は田18,838㎡、畑41㎡、合計の18,879㎡。稼働力は男2、女2。申請の事由は、経営移譲年金受給のため、後継者に対し使用貸借権の設定となっております。期間は、平成29年3月3日から平成39年3月31日までです。

〇〇さんは、兼業農家として31年間農業に従事をされております。今回の農地を含め、全ての農地の適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当として判断をし、受理をいたしております。ご審議お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第33号は申請のとおり当委員会で許可することに決定いたします。

2. 農地法第4条の規定による許可申請について 議案番号第34号

議長 続きますして、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第34号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案番号第34号。申請農地の表示、大字東郷字一本松〇〇番、畑の67㎡。申請者、白石町大字東郷〇〇番地、中郷南の〇〇さん。転用目的が宅地拡張で、物置小屋と浄化槽の設置になっております。転用の事由、下水道工事に伴い、宅地を造成し浄化槽及び公共溜枘の設置をする。また、物置小屋を移設して設置されている。今後も同様に利用をしていきたいということで、始末書が添付されております。事業または施設の概要、物置小屋8㎡、浄化槽8㎡、家庭菜園、その他51㎡。宅地と同時利用となっております。位置及び影響等、東、宅地、西、水路、南、宅地、北、その他。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、当初より農振除外地となっております。

農地区分、第2種農地、農地区分の該当事項、相当数の街区を形成している区域。許可基準の該当項目、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

議案位置図につきましては、2ページから4ページをご参照ください。ご審議お願いいたします。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、2月24日に事務局と現地確認を行いました。申請地は平成28年4月ごろから農地法の申請をしないまま物置小屋を建築し、合併浄化槽を設置して、宅地として利用しておりました。また、下水道が整備されますと、敷地内に下水溜枘を新たに設置する予定です。申請人の所有の農地でありますので、転用内容からみても、ほかには影響なく、今回の転用はやむを得ないと判断されます。無断転用につきましては十分指導をしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
 地元委員の補足説明が終わりました。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第34号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定いたします。

議案番号第35号

議長 続きまして、議案番号第35号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第35号。申請農地の表示、大字馬洗字上黒木〇〇番、面積、畑の265㎡。申請者、白石町大字馬洗〇〇番地、宮田の〇〇さん。転用目的は農舎、ガラスハウスでございます。転用の事由、昭和46年にサツキ苗木の育苗を行うため、温室ガラスハウスを建設したが、約10年前ごろよりサツキ苗木の育苗をやめ、農業用資材の農舎として利用していた。今後とも農舎として利用したいということで、始末書が添付されております。事業または施設の概要、農舎（ガラスハウス）120㎡、通路、その他145㎡。位置及び影響等、東、宅地、西、田、南、町道、北、水路、宅地。面積の検討は適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に決定公告されております。

農地区分、第1種農地、農地区分の該当事項、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。許可基準の該当事項、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしております。周辺農地や土地改良施設への影響もないことから、申請は妥当と判断し受理をしております。

議案位置図につきましては、5ページから7ページをご参照ください。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについても、地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 失礼します。〇番の〇〇です。地元農業委員として、2月28日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。申請人は現在、米と麦等を中心に、約4haの農地を耕作されています。今回の申請については、当初昭和30年ごろにサツキの育苗温室ハウスとして建設をしていたガラス製のハウスです。約10年前から、農機具等収納用の農舎として利用されていたことによる追認の申請です。周辺の農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございました。

 地元委員の補足説明が終わりました。

 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第35号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第35号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第36号

議長 続きます、議案番号第36号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第36号。申請農地の表示、大字福富字西観音〇〇番、田の512㎡。同じく大字福富字西観音〇〇番、畑の4㎡、合計の516㎡。申請者、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん。転用目的は農業用倉庫、転用の事由としまして、農機具の収納場所が不足していたため、平成13年に農業用倉庫を新築、平成28年に農業用倉庫を増築されている。今後も農業用倉庫として利用をしたい。始末書が添付されております。事業または施設の概要、農業用倉庫1が87㎡。農業用倉庫2が92㎡。通路、その他で337.19㎡。位置及び影響等、東が田、西が町道、南が田、北が水路。面積の検討は適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成13年12月18日に決定公告をしております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項が、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は既存施設の拡張です。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る、として申請を受理しております。農振除外の許可後、転用許可をされていなかったもので、周辺農地や土地改良施設の影響もなく、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

議案位置図につきましては、8ページから10ページをご参照ください。ご審議方お願いいたします。

議長 これについても、地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、2月22日に事務局と現地調査を行いました。申請人は約14haの経営規模で、れんこんを約4ha、たまねぎを約8ha作付しておられます。事務局から説明がありましたとおり、後継者の就農、また規模

拡大に伴う農機具の導入により収納場所が不足していたため、農振除外の手続をされ、平成13年と平成28年に農業用倉庫を建築されています。申請地は水路に面しており、排水など周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしても問題ないと考えます。無断転用につきましては十分指導しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
 地元委員の補足説明が終わりました。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第36号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第37号

議長 続きまして、議案番号第37号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第37号。申請農地の表示、大字福富字東新地方〇〇番、田の1,324㎡。大字福富字東新地方〇〇番、畑、393㎡、同じく大字福富字東新地方〇〇番、畑の51㎡。同じく大字福富字東新地方〇〇番、畑159㎡。同じく東新地方〇〇番、畑の40㎡。合計面積が1,967㎡。申請者、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。転用目的が、貸食肉加工施設及び貸店舗（直売所、飲食店）となっております。転用の事由、佐賀牛の肥育から販売までの一貫経営を確立したいため、食肉加工施設兼店舗を建設し、加工牛肉の直営販売、道の駅委託販売、レストラン（バーベキューなど）ができる施設を起業する自身の経営する法人へ貸し付けを行いたい。事業または施設の概要、貸食肉加工施設兼貸店舗178.2㎡、既存住宅敷地576㎡、バーベキュースペース400㎡、駐車場324㎡、通路、その他2,041.85㎡。宅地と同時利用となっております。位置及び影響等、東が町道、西が田、南が町道、北が田。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、〇〇番、〇〇番が農振除外が平成27年9月8日に決定公告。〇〇番、〇〇番、〇〇番、農振除外が平成26年12月4日に決定公告をしております。

農地区分、第1種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、都市住民の農業の体験、その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設。自宅敷地に隣接していることから、店舗の安全管理等も行いやすく、周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

議案位置図につきましては、11ページから13ページをご参照ください。よろしくお願いたします。

議長 これについても、地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 失礼します。○番の○○です。地元農業委員として、2月27日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回、貸食肉加工施設兼貸店舗を建設し、それを自身が経営する法人へ貸し付ける計画をされております。これらの施設を整備することにより、食肉の肥育から販売までの一貫経営を確立し、収益性の確保を図りたいとのことです。周辺の農地等にも影響はなく、転用面積も過大でないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第37号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第37号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第38号

議長 続きまして、議案番号第38号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第38号。申請農地の表示、大字牛屋字平五左エ門搦○○番、田の

309㎡。大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、田の148㎡、合計の457㎡。申請者、白石町大字牛屋〇〇番地、大和の〇〇さん。転用目的が農業用施設及び農業用資材置き場。転用の事由、コンテナ・パレット置き場が不足していたため、平成16年ごろに資材置き場を造成し、またタマネギの計画的な収穫出荷を図るため、平成26年にタマネギ除湿乾燥施設を建設されている。今後も同施設及び同資材置き場として利用したいということで、始末書添付です。事業または施設の概要、タマネギ除湿乾燥施設148㎡、資材置き場100㎡、苗床150㎡、通路、その他59㎡。位置及び影響等、東が田・宅地、西が宅地・農道、南が町道、北が宅地。面積の検討は適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直し決定公告をされております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、既存の施設の拡張。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。隣接の田も自作地であり、周辺農地や土地改良施設への影響もなく、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

位置図につきましては、14ページから16ページをご参照ください。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、2月21日に事務局と現地確認を行いました。申請人は約3.2haの経営規模でタマネギを約2.4ha作付されておられます。事務局から説明がありましたとおり、コンテナやパレット置き場が不足しているため、平成16年ごろに資材置き場を造成され、またタマネギの計画的な収穫出荷を図るため、平成26年にタマネギ除湿乾燥施設を建設されています。申請地は道路に面していることから、建設課と協議され、申請地にU字溝を設置されるということです。また、隣接する東側の農地は自作地であり、排水など周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても問題ないと考えます。無断転用につきましては、十分指導しておりますので、審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第38号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

-
2. 農地法第4条の規定による許可申請について
議案番号第39号
 3. 農地法第5条の規定による許可申請について
議案番号第40号～議案番号42号

議長 続きまして、議案番号第39号から第5条の議案番号第42号まで、関連議案でございますので、一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第39号。申請農地の表示、大字牛屋字一本谷〇〇番、面積、田の34㎡。申請者、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。転用目的が道路拡幅。転用の事由は、宅地に進入する里道が狭く通行が困難なため、拡幅をしたい。事業または施設の概要、道路拡幅34㎡。位置及び影響等、東が田、西が町道、南が田、北が里道。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が平成10年10月23日に見直しの決定公告をしております。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第40号。権利の種類、所有権移転、売買。申請農地の表示、大字牛屋字一本谷〇〇番、面積が田の3.76㎡。譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。転用目的が道路拡幅。転用の事由、宅地に進入する里道が狭く通行が困難なため、拡幅をしたい。事業または施設の概要、道路拡幅3.76㎡。位置及び影響等、東が田、西が田、南が田、北が里道。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成10年10月23日に見直し決定公告をされております。

議案番号第41号。権利の種類、所有権移転、売買。申請農地の表示、大字牛屋字一本谷〇〇番、田の21㎡。譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。転用目的は道路拡幅。転用の事由、宅地に進入する里道が狭く通行が困難なため、拡幅をしたい。事業または施設の概要、道路拡幅21㎡。位置及び影響等、東が田、西が田、南が田、北が里道。面積の検討、適当。その他参考事項、農振除外が平成10年10月23日に見直しの決定公告をされています。

次ページの議案番号第42号。権利の種類、所有権移転、売買。申請農地の表示、大字牛屋字一本谷〇〇番、面積、田の10㎡。譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番

地、沖清の〇〇さん、譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。転用目的、道路拡幅。転用の事由、宅地に進入する里道が狭く通行が困難なため、拡幅をしたい。事業または施設の概要、道路拡幅10㎡。位置及び影響等、東が宅地、西が田、南が田、北が里道。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が平成10年10月23日に見直し決定公告をされております。

以上全てが、第2種農地となっておりまして、農地区分の該当事項が、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用、もしくは事業の用に供する施設または公共施設、もしくは公益的施設が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であること。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとして、申請は妥当と判断し、受理いたしております。

議案位置図につきましては、17から19ページですが、18、19ページのほうが見やすいと思います。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから申請は妥当と判断されますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員は退席をお願いします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、2月24日に申請者および事務局と現地確認を行いました。今回の申請はかねてより道が狭く、通行に苦慮していた進入路を拡幅されるものです。面積も過大ではなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第39号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第39号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

続いて、議案番号第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第40号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定いたします。

議案番号第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第41号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定いたします。

続きまして、議案番号第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第42号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定いたします。

(○番 ○○委員 着席)

議案番号第43号

議長 続きまして、第5条の議案番号第43号について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第43号。権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字深浦字道祖○○番、畑の536㎡。譲渡人、福岡県太宰府市青山○丁目○番○号、福岡県の○○さん。譲受人、白石町大字深浦○○番地、牛間田の○○さん。転用目的は、資材用倉庫及び駐車場。転用の事由、会社敷地が手狭なため、資材用倉庫を建設したい。また、社用及び従業員用駐車場として利用したい。事業または施設の概要、資材倉庫49.68㎡、資材置き場50㎡、駐車場100㎡、通路、その他336.32㎡。位置及び影響等、東が宅地、西が宅地、南が県道、北が雑木林と山林。面積の検討、適当。その他参考事項として、当初より農振除外地となってお

ります。農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をいたしております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、2月23日に事務局と現地確認を行いました。申請人は現在、申請地から500mほど離れたところで会社経営を行っておられます。今回の申請は、会社の敷地が手狭なこともあり、社用及び従業員用駐車場と資材倉庫、資材置き場が不足していたため、申請地を取得され、事業拡大を計画されております。申請地は県道沿いで両側が宅地、裏が山林のため、周辺農地に与える影響もないと思われまふ。区長及び生産組合長からも同意を得られておりますので、転用はやむを得ないと考えております。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
これについては、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第43号は申請のとおり許可相当として知事に進達することに決定いたします。

4. 非農地証明願ひについて 議案番号第44号

議長 続きまして、「非農地証明願ひについて」議題といたします。
議案番号第44号、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。議案番号第44号。願い出農地の表示、大字大渡字一本柳〇〇番、面積畑の26㎡。願い出者、白石町大字大渡〇〇番地、岡崎の〇〇さん。農地でなくなった時期及び原因、昭和30年ごろより植栽し宅地として利用されている。昭和60年に圃場整備事業において畑として換地され、その後も宅地として利用している。今後も農地に戻して耕作することはなく、宅地として利用をしたい、ということで、顛末書が添付されております。圃場整備の有無は地区内。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直し決定公告をされております。

議案位置図については、23ページから25ページでございます。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況など調査を行い、今後再び農地として利用されることはないと判断できることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。よろしく願いいたします。

議長 続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元の農業委員として、2月28日に〇〇委員及び事務局と現地の確認を行いました。申請地は現在、宅地化しており、防風林等の植栽がなされています。申請地は説明されましたように、圃場整備事業の際に、昭和60年に畑として換地されていたようですが、圃場整備以前から宅地の一部として利用されていたことは間違いないように思われます。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方々からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第44号は願出のとおり当委

員会で承認することに決定をいたします。

5. 専決事項の報告及び承認について
議案番号第45号

議長 続きまして、「専決事項の報告及び承認について」議題といたします。
議案番号第45号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。

議案番号第45号。白石町農業委員会業務規則第2条6号の規定により、あっせん委員を指名したので、報告し、承認を求めます。

申し出農地の表示、大字東郷字四本楠〇〇番、〇〇番、面積、田の6,418㎡、農振農用地区域内でございます。あっせん申し出者、東京都板橋区舟渡〇丁目〇番〇号、東京都の〇〇さん。あっせん委員は、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第2条6号に規定をされており、規定に基づき、指名の報告をいたしまして承認を求めます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第45号は報告のとおり当委員会で承認することに決定いたします。

6. 平成29年白石町農用地利用集積計画（3号）の承認決定について
議案番号第46号

議長 続きます。議案番号第46号「平成29年白石町農用地利用集積計画（3号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第46号の農用地利用集積計画（3号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。今回は2件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番、買い手、東郷移、〇〇さん。売り手、東京都、〇〇さん。土地の表示は、大字東郷字四本楠〇〇番、同じく〇〇番。田の2筆で6,418㎡、利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成29年3月7日。支払い期限は平成29年10月31日。10a当たりの対価は〇〇番の筆が耕作不便地のため〇〇円、〇〇番の筆が〇〇円、1,000円未満切り捨てで総額で〇〇円です。支払い方法は三菱東京UFJ銀行への振り込み。取得後の経営面積は256,071㎡です。

整理番号2番。買い手、新拓、〇〇さん。売り手、新拓、〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で5,917㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成29年3月7日。支払い期限は平成29年3月31日。総額〇〇円で双方が合意されたため、10a当たりの対価は〇〇円になっています。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は96,742㎡です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから6ページにかけて59件の計画が提出され、利用権の種類は、1件の中に1部使用貸借の筆を含めたものもありますが、賃借権が58件、使用貸借権が3件となっています。そのうち新規が41件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが31件で、再設定は18件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは41件です。今回の利用権の総面積は301,355㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは0件、個人によるものが59件となっています。

なお、今回の計画の中で、未相続農地は14件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員には退席をお願いいたします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 続いて、利用権設定関係で〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員には、それぞれのところで発言を控えていただきます。

それでは、最初に所有権移転関係で何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問等ないようですので、採決に移ります。
まず、議案番号第46号の所有権移転のところで賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第46号の所有権移転関係は当委員会で承認することに決定をいたします。

(○番 ○○委員 着席)

議長 続きまして、利用権設定のところで何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第46号の利用権設定関係に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第46号の利用権設定関係は原案のとおり当委員会で承認することに決定をいたします。

7. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案番号第47号～議案番号第51号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」議題といたします。

農地の売り渡し希望で、議案番号第47号から議案番号第50号まで事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望。

議案番号第47号。申し出農地の表示、大字廿治字二本杉〇〇番、田の1,709㎡。同じく大字廿治字二本杉〇〇番、田の2,112㎡、合計の3,821㎡。両方とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者、白石町大字廿治〇〇番地、中廿治の〇〇さん。

議案番号第48号。大字福富字本観音〇〇番、大字福富字昭和捌〇〇番、面積が4,292㎡と2,109㎡で、田2筆で合計6,401㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん。

議案番号第49号。大字福富下分字朝日〇〇番、田の1,036㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

議案番号第50号。大字八平字新開〇〇番、畑の1,955㎡。農振農用地区域内。あっせん申し出者、小城市芦刈町大字永田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

以上、議案番号第47号から議案番号第50号までの4件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

それでは、あっせん委員をよろしくお願いたします。

議案番号第47号、あっせん委員の選任をお願いたします。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。
この2つともですね。

〇番 はい。

議長 それから、議案番号第48号。

〇番 〇番と〇番を。2つともです。

議長 2つともですね。
それから第49号。

〇番 〇番。

議長 ○番とですね。

○番 ○番。

議長 続いて、議案番号第50号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。

それでは、確認をいたします。

議案番号第47号、○番○○委員と○番○○委員ですね、2つとも。

議案番号第48号、○番○○委員と○番○○委員、2つともです。

それから、議案番号第49号、○番○○委員と○番○○委員。

議案番号第50号、○番○○委員と○番○○委員。

よろしく願いいたします。

続いて、担当職員を申し上げます。

事務局長 議案番号第47号が○○。議案番号第48号が○○、議案番号第49号が○○、議案番号第50号が○○になっております。

議長 続きまして、農地の借り受け希望で、議案番号第51号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の借り受け希望。議案番号第51号。希望農地の条件、①自宅近隣、約2kmの範囲、②1区画30a程度の田を3筆、合計1ha。作付作目が米・麦・大豆・キャベツなど。借り受けをしたい。あっせん申し出者が、白石町大字廿治○○番地、江越の○○さんです。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領によりあっせん委員さん2名を指名すると定められておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、選任のほうお願いいたします。
議案番号第51号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番○○委員と○番○○委員ですね。
それでは、よろしく願いします。

議長 続きまして報告事項に入ります。事務局より報告事項をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意契約の報告
2. 形状変更届出について

議長 以上をもちまして、本日の提案議案は全て審議を終了しました。
続きまして、業務連絡事項に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第4回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
 - ・白石町農業者年金加入推進協議会の報告について
 - ・平成29年度からの新規就農者に対するサポートについて
 - ・農業委員の選出について

議長 それでは、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会時刻 10時38分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員